

令和4年 3月 2日
8時 30分 受領

令和4年 3月 2日

伊根町議会議長 濱野 茂樹 様

伊根町議会議員 佐戸 仁志



一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
専用住宅以外に対する合併浄化槽設置補助金制度創設を	<p>水洗化率の低い伊根町で少しでも水洗化を進める為にも専用住宅以外（事業所等）に対する合併浄化槽設置費補助金制度を創設してはどうか。近隣市町では専用住宅以外にも5人槽から51人槽以上までの補助金制度があり、公共下水道が布設されない地区でも専用住宅はもちろんの事、事業所等も低負担で水洗化が出来ている。</p> <p>伊根町で飲食業、民宿、食品加工場等々、起業・事業拡大をする場合、海、川の水質保全、衛生的にも水洗化は必要である。しかし補助金のない伊根町で、新井、本庄浜、蒲入、伊根の4地区以外では事業者の負担は大きく、同じ伊根町内の事業所等で負担の差が出るのはおかしな事である。</p> <p>将来起業するであろう若者の為にも早期の制度創設が必要と思う。</p> <p>また、4地区以外で合併浄化槽を保有している事業所にも事業の為とはいえ多額の費用を負担され、海、川の水質保全に協力して頂いている方々の、保守費用が軽減されるよう、専用住宅以外の、合併処理浄化槽維持管理補助金の創設が必要と思う。</p>	町長

発言時間 約 15 分

- (注)
- 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
 - 2 質問の相手は、町長、教育長とする



令和 4 年 3 月 2 日
8 時 58 分 受領

令和 4 年 3 月 2 日

伊根町議会議長 濱野 茂樹 様

伊根町議会議員 和田 義清

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>伊根町の教育行政が目指すコロナ禍及びコロナ禍後の今後における GIGA スクール構想について。</p>	<p>令和元年「学校教育法等の一部を改正する法律(2019 年法律第 39 号)」等関係法令の公布により学習者用デジタル教科書は制度化された。</p> <p>デジタル教材や他の ICT 機器等との一体的な活用によって、デジタル教科書の活用できる機能は今後においても拡大することも予測される。</p> <p>デジタル教科書を推進する契機として、GIGA スクール構想の始動が挙げられ、令和元年度(2019 年度)補正予算から実施されている取組で、全国一律の ICT 環境(1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワーク)が整備された。</p> <p><u>この構想で実現を目指す「学びの変容」に向け、デジタル教科書・デジタル教材が根幹の一つを担うことが期待されている。</u></p> <p>当町においても 2 小学校 1 中学校に 1 人一台のタブレット配布、通信環境の整備、指導する学校側への指導サポーター派遣等、オンライン授業が可能となる整備が順次進められてきた。</p> <p>この GIGA スクール構想は端末だけの話ではなく、クラウドの活用を前提とした条件整備であり、おそらく現場では多くの学校の先生方が御苦労され無事に子供達が使い始め、先生方も生徒側も操作に、慣れ、いよいよ情報活用能力の育成に一步一步踏み込んで行くというタイミングにあるかと思う。</p> <p>学校側としては GIGA スクール構想に基づき教育現場での ICT 活用充実を引き続き図っている。</p> <p>しかしサポーター派遣によりスキルや活用レベルは向上し進んではいるものの、まだまだ教師個々のスキルに依存しているのが実情と考える。</p> <p>そんな中で約2年に渡るコロナ禍期間を過ごしてきた。</p> <p>幸い当町は全国の他市町村と比較すれば感染発生者も少なく、コロナ対策での休校による弊害は少ないと考える。</p> <p>しかし、オミクロン株の感染拡大の影響により町内で感染者数</p>	<p>教育長</p>

名が判明し、町内の学校においても休校処置を取らざるを得ない事案が発生した。

この事から、伊根町においてもコロナ禍によってより注視せざるを得なくなった教育行政と学校の課題、改めて伊根町が目指す GIGA スクール構想で目指すべき姿について、以下の項目を問う。

1. 休校期間中の学校内の状況について

- ① 休校期間中の学校内の状況は？
- ② 休校決定に至った経緯とその際の学校側へ教育行政側が指示した内容は？
- ③ 休校期間中のオンライン授業、保護者への休校期間中の現状及びタイムリーな学校情報提供等に ICT 活用はされていたのか？
また、ICT 活用されていたのなら、全家庭において ICT 環境の不備はなかったのか？

2. 休校によって体験、判明した今後のコロナ対策の課題点について

- ① 保護者、地域住民、現場の教師等から課題点について意見、提言があったのか？
あったとすればどのような内容であったのか？
- ② 近隣市町の教育行政及び学校間での情報交換等の相互連携はあったのか？
あったとすればどのような内容であったのか？
- ③ 教育行政として今後の with コロナ、after コロナ対策における課題点は？

発言時間 約 30 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。



9 時 14 分 受領

令和4年3月2日

伊根町議会議長 濱野 茂樹 様

伊根町議会議員 大谷 功

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
○ 水田活用の直接支払交付金の見直しについて	農林水産省は昨年末に水田活用の直接支払交付金の見直しを示した。今後5年間米を作らなかった水田は対象から外すなどというものである。 転作を勧めておきながら、畑地化すれば交付金をカットするというのは、農家への「2階に上げてはしごを外す」行為である。伊根町にとっても「そば」、「小豆」、「みず菜」「九条ネギ」など大きな影響を受けると思われる。何らかの対策が必要と思うが、交付金の見直しが及ぼす伊根町農業に対する影響と、これに対する町長の所見と対応について伺う。	町長
	oyobo	発言時間 約 15 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。



令和 4 年 3 月 2 日
9 時 15 分 受領

令和 4 年 3 月 2 日

伊根町議会議長 濱野 茂樹 様

伊根町議会議員 山根 朝子

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
新型コロナウイルス感染症の対応について	<p>① 新型コロナウイルス感染、自宅療養者への支援について オミクロン株の感染が広がる中で入院できず自宅療養者も増え続けている。自宅療養者は外出も禁止されており、買い物等も困難になる。京都府は自宅療養者の希望者に対して、食料品や日用品のセットを支給しているが、町内の感染者・自宅療養者はこの支援を受けていたのか。感染者の体調管理等は保健所がかかわっていると思うが、保健センター等も生活や療養に対する相談や支援はされていたのか。</p> <p>② 後遺症への対応について 新型コロナウイルス感染症を経験した 10～20%の人に後遺症がみられ、オミクロン株の場合、咳やのどの痛み、倦怠感などが多く、若い人でも動くことが困難な場合もあるという。町内でも 3 月 1 日現在 31 名の感染者となっているが、後遺症への対応がされているのか。体調の聞き取りや心理面でのサポートの必要性はないのか。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染者の労災補償の周知を 職場などで新型コロナウイルスに感染し、労災と認められる人が増えている。また、後遺症に苦しむ人に対しても、労災認定される人が増えてきているという。厚労省も症状が改善せず、長引く場合は労働基準監督署に相談するように勧めている。後遺症も労災認定されることなどを国が周知徹底させることはもちろんだが、自治体としても後遺症の把握とともに情報提供をしっかりと行っていくことが求められるのではないか。</p>	町長

発言時間 約 15 分

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。



令和4年 3月 2日
12時 49分 受領

令和4年 3月 2日

伊根町議会議長 浜野 茂樹 様

伊根町議会議員 上辻 亨

印

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
コロナ禍でも安心して暮らしていくために。	<p>(1)コロナ禍の昨今、感染を心配して外出を控える人が増えております、「密」を避けるなど適切な感染対策は必要ですが活動自粛が長期間に及び「動かない時間」が増えたり、人との関わりが大幅に減ったりすると高齢者の方は特に運動機能の衰えや認知症などのリスクが高まります、また一人暮らしの方は家の中に閉じこもり誰とも話さなくなると病気の原因にもつながります。</p> <p>現在このような状況の中、当町では高齢者の方や一人暮らしの方に何らかのサポートをされているのでしょうか。</p> <p>また、各地区の公民館では新年度に向け、寄り合いや役員会、春に行われる祭りの練習等をどうするかなど協議している状況にあります、しかし役場内にあるようなウイルス除去の出来る空気清浄機が各地区の公民館には設置されておりません、今後は新型コロナウイルス感染予防対策として、このような空気清浄機の設置も必要と考えますが購入助成の考えはないのでしょうか。</p>	町長

発言時間 約 15 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。